

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3249号)

令和7年8月21日

横情審答申第3249号

令和7年8月21日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松村雅生

個人情報の保護に関する法律第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和5年7月28日中生支第1698号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「保護台帳」の保有個人情報一部開示決定及び「・査察指導台帳・ケース診断会議」の保有個人情報不開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「保護台帳」の保有個人情報を一部開示とした決定及び「・査察指導台帳・ケース診断会議」の保有個人情報を保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「保護台帳」（以下「個人情報1」という。）、「査察指導台帳」（以下「個人情報2」という。）及び「ケース診断会議」（以下「個人情報3」という。個人情報1から個人情報3までを総称して以下「本件保有個人情報」という。）の保有個人情報開示請求（以下「本件保有個人情報開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和5年5月11日付で行った個人情報1の保有個人情報一部開示決定並びに個人情報2及び個人情報3の保有個人情報不開示決定（これらの処分を総称して、以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の処分理由説明要旨

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第78条第1項第2号及び第7号に該当するため個人情報1を一部開示とした理由並びに法第82条第2項に該当するため個人情報2及び個人情報3を不開示とした理由は、次のように要約される。

(1) 法第78条第1項第2号の該当性について

横浜市において保護台帳とは開始記録票を指し、このうち、扶養義務者の氏、住所、電話番号及び扶養義務届出書の回答内容（以下これらを「不開示情報1」という。）については、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるため、本号に該当し、不開示とした。

(2) 法第78条第1項第7号の該当性について

ア 個人情報1のうち、医療機関等から得られた情報及びそれに係る連絡調整の内容（以下これらを「不開示情報2」という。）については、開示することにより、医療機関が要保護者に関する率直な意見の提供を控えるなど、関係機関からの協力が得られなくなり、生活保護事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるた

め、本号に該当し、不開示とした。

イ 個人情報1のうち、実施機関の職員の所見並びに訪問格付及びその根拠（以下これらを「不開示情報3」という。）については、審査請求人に対する評価、診断、判定、指導等に関する情報であり、その内容が審査請求人の認識と異なる場合、審査請求人との信頼関係が損なわれ今後の適正な指導・援助が困難になるなど、生活保護事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるため、本号に該当し、不開示とした。

(3) 個人情報2及び個人情報3の不存在について

ア 個人情報2については、審査請求人に対する査察指導台帳は作成しておらず、保有していないため、不開示とした。

イ 個人情報3については、審査請求人に対して組織的検討を要する事例がなく、ケース診断会議を実施していないことから、文書を作成しておらず、保有していないため、不開示とした。

(4) その他

本件審査請求を受けて改めて確認したところ、特定区で作成した開始記録票が見つかったため、令和5年7月28日中生支第1502号により追加で決定を行った。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、「特定区からの全記録の開示を求める」と要約される。

5 審査会の判断

(1) 生活保護に係る事務について

福祉保健センター長は、生活保護に係る申請又は通報があると、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づき申請又は通報の内容及び世帯の要保護性について、要保護者の申立てや第三者の意見を聴取するとともに、要保護者の実態を把握するための調査を行い、生活保護の決定を行う。

生活保護の決定後は、最低限度の生活を保障するだけでなく、被保護者の自立助長を図るため、被保護者一人一人の性格や環境を理解し、それに応じた積極的な助言・指導等を行っている。

(2) 本件保有個人情報について

ア 個人情報1は、審査請求人に係る開始記録票である。開始記録票は、生活保護

申請受理後、生活保護の開始に当たり調査した申請者の世帯状況を記録整理するものであり、世帯状況、現況、生活歴、住居の状況、収入状況、預貯金・負債の状況、その他他法の状況、扶養義務者の状況等が記載されている。

イ 個人情報2は、本件保有個人情報開示請求書の記載から、審査請求人に係る検査指導台帳と解される。

ウ 個人情報3は、本件保有個人情報開示請求書の記載から、審査請求人に係るケース診断会議録であると解される。

エ 本件審査請求において、審査請求人は、不開示部分及び他に開示すべき保有個人情報の開示を求めていると解されるため、当審査会では不開示事由該当性及び対象保有個人情報特定の妥当性について判断する。

(3) 法第78条第1項第2号の該当性について

ア 法第78条第1項第2号では、「開示請求者以外の個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの・・・。ただし、次に掲げる情報を除く。イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報、ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報、ハ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」を不開示情報と規定している。

イ 当審査会において不開示情報1を見分したところ、審査請求人の母の住所並びに子の氏及び住所（以下これらを「不開示情報4」という。）を除く部分については、審査請求人以外の個人の住所、電話番号及び扶養義務届出書の回答内容であると認められる。これらの情報は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから本号本文に該当し、本号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。

(4) 法第78条第1項第7号の該当性について

ア 法第78条第1項第7号柱書では、「・・・地方公共団体・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

イ 当審査会において不開示情報2を見分したところ、審査請求人の状況を調査するに当たり関係機関から協力を得て収集した情報であることが認められる。関係機関としては、これらの情報が審査請求人に開示されるとは想定していないと考えられるので、開示した場合には、今後、その協力が得られなくなるなど、生活保護事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められることから、本号柱書に該当する。

ウ 当審査会において不開示情報3を見分したところ、実施機関の職員の審査請求人に関する率直な評価、判定等を記載したものと認められる。これらの情報を審査請求人に開示すると、その認識と異なっていた場合、今後の適正な指導・援助が困難になるなど、審査請求人に係る生活保護事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められることから、本号柱書に該当する。

(5) 不開示情報4について

実施機関は、不開示情報4は、審査請求人が知り得ない情報であることから、法第78条第1項第2号に該当すると主張するが、戸籍に記載されている者の直系尊属及び直系卑属は、その戸籍謄本、戸籍抄本及び戸籍の附票の写しの交付を請求できるので、この主張は認められない。

しかし、実施機関に改めて確認したところ、審査請求人は、建物への無断侵入の事実や、第三者を傷つけるおそれがあるとして警察に通報されたこともあることから、開示すると、審査請求人が訪問する等によりその母及び子の生命・身体への不法な侵害を招くおそれがあるので不開示にしたとの説明があった。

法第78条第1項第7号ロは、「・・・地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）・・・が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」があるものを不開示情報と規定しており、人の生命、身体、財産等への不法な侵害を招くおそれがある情報もこれに含まれると解される。したがって、不開示情報4はまさにこれに該当するといえ、不開示としたことは、結果として妥当である。

(6) 本件保有個人情報の特定及び不存在について

ア 実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

(ア) 個人情報1について

ア 開始記録票は、生活保護の開始時に作成するものであり、中区では個人情報1以外に作成していない。

- b 本件審査請求を受けて改めて確認したところ、特定区で作成した開始記録票を保有していることが判明したため、令和5年7月28日中生支第1502号により追加決定を行っている。
- c 審査請求人は中区及び特定区以外で生活保護の受給をしていないため、個人情報1及び追加決定を行った保有個人情報のほかに開始記録票は保有していない。

(イ) 個人情報2について

- a 査察指導台帳は、査察指導員が現業員の業務の進行管理を行うために必要な助言や指導を記載するものであり、助言や指導が必要とならないケースにおいては作成しない。
- b 審査請求人に係る生活保護事務を行う中で事務処理の遅れ等はなく、査察指導員から現業員に対する助言や指導が必要とならなかったことから、中区においても特定区においても査察指導台帳は作成していないため、保有していない。

(ウ) 個人情報3について

- a ケース診断会議は、組織的検討を要する事例について、組織としての判断を決定するために開催している。
- b 審査請求人に係る生活保護事務を行う中で組織的検討を要する事例はなく、中区においても特定区においてもケース診断会議は実施していないことから、ケース診断会議録は作成していないため、保有していない。

イ 審査請求人は特定区で作成した保有個人情報の開示を求めているが、令和5年7月28日中生支第1502号により特定区で作成した開始記録票を追加で特定していることであり、実施機関の説明に不自然、不合理な点はなく、他に本件保有個人情報の存在を推認させる事情も認められない。

(7) 審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

(8) 結論

以上のとおり、実施機関が、個人情報1を一部開示とした決定並びに個人情報2及び個人情報3を保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 金井恵里可、委員 藤嶋崇友、委員 山本紗知

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 5 年 7 月 28 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令 和 7 年 6 月 19 日 (第316回第三部会)	・ 審議
令 和 7 年 7 月 17 日 (第317回第三部会)	・ 審議